



撓ま ず 屈 せ ず が ん ば ろ う 釜 石 ！

尾崎白浜地区

発行日：平成25年8月
発行元：釜石市復興推進本部

復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

尾崎白浜地区には、土砂災害危険区域等の様々な土地利用の制約がある中で、現実的に具体化できそうな造成計画を提案し、みなさまにご意見を伺いました。

参加のみなさまより、計画案のご了承を頂けたことから、今秋の工事着工を目指して進めてまいります。

開催概要	開催日：平成25年7月23日（火）	時 間：19:00～21:00
	場 所：旧尾崎小学校体育館	参加人数：28人



最新の土地利用計画について

「住宅地の造成」、「今ある林道の避難路としての活用」、「公営住宅の整備」の3つを柱に、旧尾崎小学校用地に公営住宅の建設を検討しています。

漁協と尾崎神社の間に住宅地を造成、林道・尾崎神社の参道を避難路として活用し、漁協側の道路から住宅地へ上がる避難階段を設置する予定です。

現在、土地価格の算定、用地買収を進めており、平成25年10月から埋蔵文化財の調査や詳細設計を行ってまいります。設計が終わる平成26年度からは、買収できた土地から造成工事を行っていく予定です。復興公営住宅は、平成26年10月の入居を目標にしています。

● 用地買収について

みなさまにご協力頂いた境界立会にて、確定した面積で買収を行ってまいります。強制的に買い上げることはありません。みなさまのご了解を得ての買収となります。

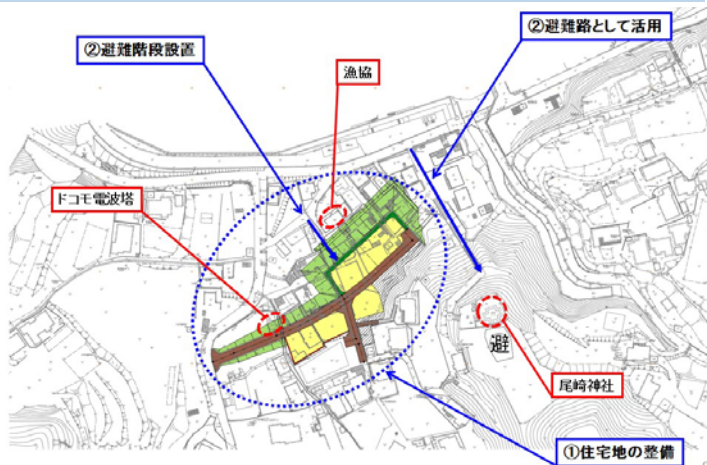
● 用地買収の対象地について

市が造成地として検討している場所にある土地（全体を買収する土地と、一部買収する土地に分かれます）と、災害危険区域内にある土地で、震災時に家があり居住していた土地（土地全体を買収します）が対象になります。

災害危険区域の設定について

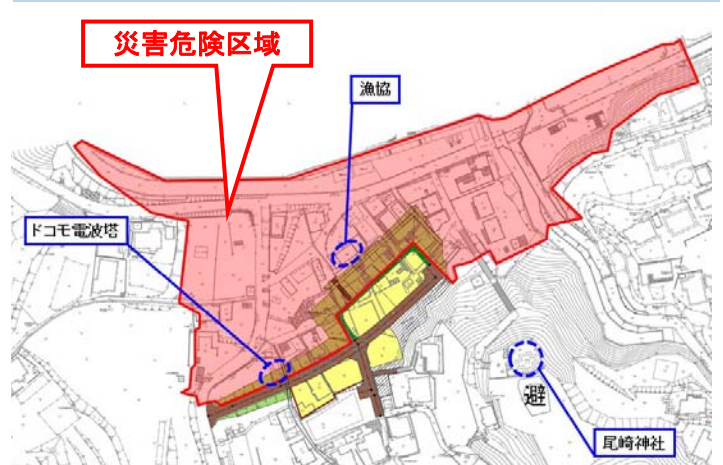
尾崎白浜地区では下の右図の赤い部分が、浸水が想定される範囲（第一種区域に指定）のため、新しく住宅を建てる事が出来ません。建てる事ができるのは、倉庫、事務所など居住しない建物のみとなります。

土地利用計画図



【別添資料 9 ページ】

災害危険区域図



【別添資料 16 ページ】

私的整理ガイドラインについて

「個人債務者の私的整理ガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどを借りている方々や、事業に必要な資金を借りている事業主の方が、これらの負債を抱えたままでは、再スタートに向けて新たな借入れが困難となる二重債務問題の解決を目的としています。一定の条件の中で住宅ローンを一部免除・全額免除できる制度です。まずはコールセンター（電話：0120-380-883）へご相談ください。

住宅再建支援制度について

現在の自力再建支援制度以外に、国から追加で分配された基金を活用して、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）が拡充されました。全て、被災時に遡って適用されます。

釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金

- 【補助額】最大 50 万円→最大 100 万円に拡充
- 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合に補助します。
- 複数世帯の場合 100 万円、単身世帯 75 万円
- 災害公営住宅に入居した世帯は対象外です。すでに補助金を受領している方は差額を支給します。

釜石産木材活用住宅推進事業

- 【補助額】最大 100 万円
- 釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。
- 県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。



このような意見をいただきました

- 防潮堤を高くしないと、またそれを超える津波が来るのではないかと。

釜石湾は湾口防波堤が再整備されるため、防潮堤の高さは 6.1m になっており、釜石の中心部でも尾崎白浜地区と同じ防潮堤の高さです。鶴住居大槌湾は湾口防波堤がないため、14.5m と高い防潮堤になっています。どんな高い整備をしたとしても、絶対に安全ということはなく、津波シミュレーション上は 3.11 と同程度の津波が来ても浸水しない計画になっています。あくまでも逃げるということを前提に、今回の計画を提示しています。

- 宅地や防潮堤を早く造ってもらいたい。

もし、今回の計画で納得いかなければ、ご意見をいただきたいと思いますが、その分新たな計画作りに時間がかかってしまいます。今の計画に合意していただければ、秋頃の着工になります。

- 復興住宅は尾崎小学校の場所に作るということだが、体育館も取り壊すのか。

体育館は耐震性が保たれている施設であり、避難所としても活用できると考えています。地域からの要望があれば、このまま残すことも検討していきます。

- 盛土をした後、すぐに建築可能になるか。

すぐに建築できるような宅地造成を考えています。



- 造成地にあたる地権者は、宅地を優先的に使うことができるのか。

5 区画を対象に考えています。具体的な内容の決め方については、今後、検討したものを相談させてください。

- 嵩上げしても安全に絶対はないので、避難する気持ちを持っておくことが大事。

その通りです。津波が来たら必ず逃げることを前提としてください。

土地利用のあり方については、できる限りみなさまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。1日も早く工事を完成させたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111 (内線 192)
FAX : 0193-22-9505